第5回

町議会定例会

報告含む議案18件を議決

第5回町議会定例会が9月2日㈬から15日㈫までの14日間で開催され、令和元年度各会計歳入歳出決算の認定や各会計の補正予算など議案18件が可決されました。

一般会計を含む11会計決算を認定

今回の定例会では、前年度の各会計の決算が審議され、全ての会計で決算認定されました。決算の詳細については広報かがみいし11月号でお知らせします。

一般会計補正予算6億円弱の増額に

一般会計と8つの特別会計の補正予算が議決され、一般会計は5億8，122万円が増額されました。これにより一般会計の歳入歳出予算の総額は78億8，971万1千円となりました。

一般会計の主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症経済対策等基金積立金として5千万円の増額、地方創生臨時交付金事業としてプレミアム付商品券発行事業補助金に2千387万円の増額、新型コロナウイルス感染症に係る大学生等の生活支援のために町内特産品等を送付する学生応援事業に406万円の増額などです。

監査委員、教育委員、固定資産評価審査委員を選任

監査委員として根本次男さん（中町）の任期が満了となることから、議会へ再任を求め、議決されました。任期は10月1日から4年間です。

また、教育委員会委員として力丸次雄さん（本町）、関根さなえさん（本町）が再任されました。任期は10月1日から4年間です。

固定資産評価審査委員会には新たに今泉均さん（鏡田かげ沼町）、髙原益資さん（成田）が任命されました。任期は10月1日から3年間です。

今泉均さん

髙原益資さん

令和元年度各会計決算状況

単位：千円

会計区分		歳入	歳出
一般会計		6,138,546	5,802,101
国民健康保険特別会計		1,452,511	1,314,011
後期高齢者医療特別会計		113,347	112,623
介護保険特別会計		1,038,111	1,031,310
土地取得事業特別会計		30,063	30,000
工業団地事業特別会計		45,098	44,736
鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計		161,736	136,752
育英資金貸付費特別会計		4,906	4,905
公共下水道事業特別会計		481,682	478,786
農業集落排水事業特別会計		81,674	80,708
小計		9,547,674	9,035,932
上水道事業会計	収益的	308,560	223,545
	資本的	361,700	429,191
	計	670,260	652,736
合計		10,217,934	9,688,668

町長説明要旨

今年度の主な主要事業の執行状況ですが、昨年の東日本台風による被災者支援策の「住宅応急修理制度」については、57世帯に対し3千249万円を7月末をもって支払事務を含めて完了し、民間住宅借り上げによる住まいの支援は引き続き実施中です。

地域連携交流事業としては、本年2月に連携協定を締結した学校法人郡山開成学園と食生活実態調査を実施し、生活習慣病の予防に努めていきます。

地域創生・活性化のまちづくりでは、町の特産品を使用した「ふるさと特産品商品開発」に取り組んでいきます。きゅうりやイチゴなど、町ならではの「ふるさと名産品」の販売に繋げていくものとなります。

若者や子育て世代の定住促進などを目的とした「きて『かがみいし』移住定住促進事業」については、11件の申請に対して340万円を交付しました。

農家の皆さんへのお知らせ

①大型特殊免許取得費用を助成します

今春の農耕トラクタに関する道路運送車両法の運用見直しにより、基準を超える作業機を装着した農耕トラクタが公道を走行する際には、運転手は大型特殊免許が必要となりました。

全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかの寸法、最高速度15kmの運行速度の制限を一つでも上回る農耕トラクタが対象となります。また、トラクタに作業機を装着した状態の寸法により、反射器やバックミラーなどの設置も必要となります。

このため、町では農業者が大型特殊免許を取得するための費用を助成することとしました。

対象となる農業者、費用は右表のとおりです。なお、けん引免許を取得する費用は該当となりません。

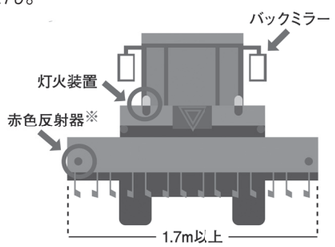

対象となる方

①鏡石町に住所を有していること
②農地基本台帳に登録されている農業者、法人等であること
③大型特殊免許（農耕者限定）を取得していないこと
④他の団体等から同様の補助を受けていないこと
⑤令和2年4月1日～令和3年3月31日までに大型特殊免許を取得すること

対象となる費用

大型特殊免許を取得するために要する費用の20%以内（上限2万円）

提出する書類

①交付申請書
②領収書の写し
③大型特殊免許を取得後の運転免許証の写し

②農業機械作業の安全対策を！

「見直そう！農業機械作業の安全対策」として、現在、秋の農作業安全運動が実施されています。

稲刈りシーズンとなり、農家の皆さんはコンバインなどの農業機械を使う場面が増えていると思いますが、コンバインはトラクタ以上に運転席から見えない「死角」が多い機械で、転落や横転、挟まれ事故が毎年多数起きています。

コンバインを移動させる際には、周りに人がいないことを十分に確認し、バックで進む際には誘導員をつけましょう。また、機械の点検、清掃時には必ずエンジンを止めてから作業を行い、巻き込み事故を防ぐために手こぎでは手袋を外すか、手に密着したものを着用するようにしましょう。

稲刈りは天候に左右される作業となりますが、事故防止のため、作業は焦らず、計画的に行いましょう。

●問い合わせ先　産業課　☎62-2118